



市 章

大津市公報

令 和 7 年 12 月 26 日
号 外 (第 71 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月 1 日、15 日 (休日の場合は翌日) 発行

目 次

○ 規 則

109 大津市生活保護法施行細則の一部を改正する規則…………… 1

規 則

大津市生活保護法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 12 月 26 日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第109号

大津市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

大津市生活保護法施行細則（平成21年規則第51号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「保護決定（変更）通知書」を「保護開始（変更）決定通知書」に改める。

第 6 条中「、検診書及び検診料請求書」を削る。

第10条第 1 項中「対して」を「対し、当該申請等に係る医療扶助の内容に応じ福祉事務所長が別に定める」に改め、同条第 2 項を削る。

第11条第 1 項第 2 号中「医療券又は調剤券」を「医療券連名簿又は調剤券連名簿」に改め、同項第 3 号を次のように改める。

(3) その他福祉事務所長が医療扶助の現物給付を行うために必要な書類

第11条第 1 項第 4 号から第 6 号までを削り、同条第 2 項中「介護券」を「介護券連名簿」に改める。

様式第 1 号を次のように改める。

様式第 1 号 (第 4 条関係)

(宛先)

大津市福祉事務所長

生活保護法による保護申請書

現在住んでいるところ							現在のところに住み始めた時期				
							年 月 日				
家 族 の 状 況	人員	氏 名	個人番号	続柄	性別	年齢	生年月日	学歴	職業	健康状態	
	1			世帯主							
	2										
	3										
	4										
	5										
	6										
	7										
8											
家族のうち別のところに住んでいる者があるときは、その名前と住んでいるところ											
資産の状況 (別添 1)			収入の状況 (別添 2)			関係先照会への同意 (別添 3)					
の 援 助 を し て く れ る 者	世帯主又は 家族との関係	氏 名	住 所				今まで受けた援助 及び将来の見込				
保護を申請する理由 (具体的に記入してください。)											
上記のとおり相違ないので、生活保護法による保護を申請します。											
年 月 日											
住所											
氏名											
保護を受けようとする者との関係											
()											

様式第3号から様式第10号までを次のように改める。

様式第3号 (第4条関係)

生活保護法による葬祭扶助申請書

下記のとおりであるから生活保護法による葬祭扶助を受けたいので証ひょう書類を添えて申請します。
(宛先)

大津市福祉事務所長

年 月 日

住所

氏名

死亡者との関係

記

死 者	氏 名	年 月 日生		葬祭を行う 者との関係
	死 亡 年 月 日	年 月 日	死 亡 時 の 住 所 又 は 居 所	
葬 祭 予 定 日		年 月 日		
葬 祭 費		遺 留 金 額	差 引 不 足 額	備 考

様式第 4 号 (第 5 条関係)

(表面)
資 産 申 告 書

(宛先)

大津市福祉事務所長

年 月 日

住所

氏名

現在の私の世帯の資産の保有状況は、下記のとおり相違ありません。

1 不動産

			延面積	所有者氏名	所在地	抵当権
土 地	(1) 宅 地	有・無				有・無
	(2) 田 畑	有・無				有・無
	(3) 山 林 その他	有・無				有・無
建 物	(1) 居 住 用	持 家 借家・借間	延面積	所有者氏名	所在地	抵当権
		(いづれかを ○で囲んで ください。)			(家賃 円)	有・無
	(2) その他	有・無				有・無

2 現金・預貯金、有価証券等

現 金	有・無	円			
預 貯 金	有・無	預金先	口座番号	口座氏名	預貯金額
有 価 証 券	有・無	種 類	額 面	評価概算額	

(裏面)

		契 約 先	契 約 金	保 険 料
生 命 保 険	有・無			
その他の保険	有・無			

3 その他の資産

自 動 車 (自動二輪・原動機付き自転車を含む。)	有・無	使用状況 使 用 未 使 用	所 有 者 氏 名	車 種	排 気 量	年 式
貴 金 属	有・無	品 名				
そ の 他 高 価 な も の	有・無					

4 負債(借金)

有・無	金 額	借 入 先

様式第 5 号 (第 4 条関係)

(表面)
収 入 申 告 書

(宛先)

大津市福祉事務所長

年 月 日

住所

氏名

私の世帯の総収入は、下記のとおり相違ありません。

1 働いて得た収入

働いている者の名前	仕事の内容 勤め先(会社名)等	区 分	当月分 (見込額)	前 3 か月分		
				() 月分	() 月分	() 月分
		収 入				
		必要経費①				
		就 労 日 数				
		収 入				
		必要経費②				
		就 労 日 数				
		収 入				
		必要経費③				
		就 労 日 数				
必要経費 (前月分) の主な内容	①					
	②					
	③					

2 恩給・年金等による収入 (受けているものを○で囲んでください。)

	種 別	収 入 額
有・無	国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金、年金生活者支援給付金、その他 ()	月額 円 年額 円
有・無	国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金、年金生活者支援給付金、その他 ()	月額 円 年額 円
有・無	国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金、年金生活者支援給付金、その他 ()	月額 円 年額 円

3 仕送りによる収入 (受けているものを○で囲んでください。)

	内 容	仕送りした者の氏名
有・無	仕送りによる収入 円	
	米、野菜、魚介、肉、その他 (もらったものを○で囲んでください。) kg	

(裏面)

4 その他の収入（前3か月間の合計を記入してください。）

有・無	内 容		収 入
	生命保険等の給付金		円
	財 産 収 入 (土地、家屋の賃貸料等)		円
	そ の 他		円

5 その他将来において見込みのある収入（上記1～4に記入したものを除く。）

有・無	内 容	収入見込額

6 働いて得た収入がない者（義務教育終了前の者は記入する必要はありません。）

氏 名	働いて得た収入のない理由

様式第6号 (第4条関係)

(宛先)

大津市福祉事務所長

同 意 書

生活保護法（以下「法」という。）による保護の決定若しくは実施又は法第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があるときは、私及び私の世帯員（以下「私等」という。）の以下に掲げる事項につき、貴福祉事務所が官公署、日本年金機構若しくは共済組合等（以下「官公署等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、私等の雇主その他の関係人（以下「銀行等」という。）に報告を求めることに同意します。

また、貴福祉事務所の調査又は報告要求に対し、官公署等又は銀行等が報告することについて、私等が同意している旨を官公署等又は銀行等に伝えて構いません。

※保護廃止後は、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。

年 月 日

住所

氏名

様式第7号 (第5条関係)

第 号
年 月 日

大津市福祉事務所長 印

保護開始 (変更) 決定通知書

年 月 日付けで申請された生活保護法による保護開始
生活保護法による保護変更 について、次のとおり決定しましたので
通知します。

1 保護の決定内容・認定年月日・決定した理由

決定内容	認定年月日	決定した内容

2 あなたの最低生活費及び保護の程度 (今回決定した額)

種類	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	扶助	扶助	合計 (a)
最低生活費	円	円	円	円	円	円
収入充当額	円	円	円	円	円	円
決定した額	円	円	円	円	円	円
一時扶助 (b)						合計 (c = a + b)
種類						
金額	円	円	円	円	円	
支給区分						
cの金額のうち別途送金額 (福祉事務所から関係機関へ 代理納付した金額又は法第78 条の2に基づく費用徴収額)		円	円	円	円	費用徴収額 円
あなたが支払う金額 ※医療機関へ支払う場合は、10円未満切り捨てとなります。						
本人支払額						円

3 支給日、支給方法、実際に支払われる金額及び返還額

支給日	支給方法	実際に支払われる額	返還額
		円	円

4 備考

備考

様式第 8 号 (第 5 条関係)

第 号
年 月 日

大津市福祉事務所長



保護申請却下通知書

年 月 日付けで申請された生活保護法による保護については、下記の理由で却下します。

なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、滋賀県知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大津市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。
- ② 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

記

1 却下の理由

2 この通知書が申請受理後14日を経過した事由

様式第9号 (第5条関係)

第 号
年 月 日

大津市福祉事務所長



保護廃止 (停止) 決定通知書

生活保護法による生活保護の ^{廃止} _{停止} について、次のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 停止する期間
- 2 廃止する時期
- 3 理由

(備考)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、滋賀県知事に対し審査請求をすることができます (なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大津市を被告として (訴訟において市を代表する者は市長となります。) この決定の取消しの訴えを提起することができます (なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求をした日 (行政不服審査法 (平成26年法律第68号) 第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日) の翌日から起算して50日 (50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日) を経過しても裁決がないとき。
- ② 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第10号 (第6条関係)

交付第 号
年 月 日交付
大津市福祉事務所長 印

検診命令書

下記により検査を受けてください。

- 1 検診を受ける日時 年 月 日 時 分

- 2 検診を受ける場所

- 3 検診を行う医療機関の名称

住所

担当医師等氏名

- 4 検診理由

- 5 備考

様式第27号から様式第32号までを次のように改める。

様式第27号 (第19条関係)

年 月 日

就労自立給付金申請書

(宛先)

大津市福祉事務所長

申請者 住所又は居所
氏名
個人番号

下記のとおり、相違ありませんので、就労自立給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

記

- 1 保護を必要としなくなった事由
- 2 添付書類
- 3 世帯構成員

氏 名	性 別	生 年 月 日 (歳)
		年 月 日 (歳)
		年 月 日 (歳)
		年 月 日 (歳)
		年 月 日 (歳)
		年 月 日 (歳)

- 4 公金受取口座の利用について (どちらか1つを選択してください。)

利用する 利用しない

※ 上記で「利用しない」を選択した場合は、原則、保護費の振込先口座へ給付金が振り込まれます。
なお、上記で「利用しない」を選択した場合で、かつ、保護費の振込先口座以外の口座への振込みを希望する場合は、別途お申し出ください。

様式第28号 (第20条関係)

第 号
年 月 日

大津市福祉事務所長



就労自立給付金決定通知書

年 月 日付けで申請された生活保護による就労自立給付金を、次のとおり決定したので通知します。

記

- 1 支給額 円
- 2 保護の廃止時期 年 月 日
- 3 支給を決定した理由
- 4 就労自立給付金の支給日及び支給方法
支給年月日 支給方法
年 月 日
- 5 この決定通知が申請書受理後14日を経過した理由

(備考)

- (1) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、滋賀県知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- (2) 前号の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大津市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。
 - ① 審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。
 - ② 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (3) 就労自立給付金は、この通知を受けた日の属する年分の一時所得となりますが、一時所得には50万円の特別控除がありますので、他に生命保険の一時金など一時所得に該当する所得があり、50万円の特別控除をしてもなお残額がある場合に限り一時所得の金額が生じ、所得税及び個人住民税が課税されることとなります。

様式第29号 (第21条関係)

進学・就職準備給付金申請書

(宛先)

大津市福祉事務所長

年 月 日

申請者 住所又は居所
(進学する者又は就職する者)
氏名
個人番号

進学・就職準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 世帯主の氏名
- 2 申請者の生年月日
- 3 進学・就職する先 (大学等名、会社名等)
名称 _____
- 4 進学・就職後の居住先 (該当する□にチェックを入れてください。)
 進学・就職前の住宅と同じ
 転居により進学・就職前と異なる住居に居住 (居住 (予定) 地を御記載ください。)
 居住 (予定) 地 _____
- 5 就職の場合、おおむね6月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると見込まれる理由

6 関係書類

7 進学・就職準備給付金振込先 (申請者名義の口座に限ります。)

公金受取口座 利用する 利用しない

※ この給付金においては公金受取口座登録制度が適用されますので、上記で「利用する」を選択した場合は、本給付金振込先の記載及び通帳の写しなどの書類の添付は不要です。

金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・信用組合
(該当する金融機関の種類に○をしてください。)

支店名 _____ 支店 (ゆうちょ銀行除く。)

記号

--	--	--	--	--

 支店 (ゆうちょ銀行のみ記載)

預金種類 普通預金 当座預金
(該当する□にチェックを入れてください。)

口座番号

--	--	--	--	--	--	--

 (右に詰めて御記載ください。)

(カナ)

口座名義人 _____

※上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。

様式第30号 (第22条関係)

第 号
年 月 日

大津市福祉事務所長



進学・就職準備給付金支給（不支給）決定通知書

年 月 日付で申請された生活保護法による進学・就職準備給付金について、次のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 支給の可否
- 2 進学・就職準備給付金を支給する場合、支給額、支給日、支給方法、通学・通勤区分
支給額
支給日
支給方法
通学・通勤区分
- 3 不支給の場合、その理由
- 4 この通知が申請書受理後14日を経過した事由

(備考)

- (1) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、滋賀県知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- (2) 前号の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大津市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。
 - ① 審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。
 - ② 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (3) 進学・就職準備給付金は、所得税や個人住民税は課されず、国税や地方税の滞納処分による差押えは禁止されています。

様式第31号 (第23条関係)

第 号

生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書
(生活保護法第77条の2第1項に基づく徴収金の場合)

(宛先)

大津市福祉事務所長

私は、 年 月分からの保護金品等(保護費(金銭給付されるものに限る。)及び就労自立給付金をいう。以下同じ。)より、毎月 円を 年 月 日付け費用徴収決定通知による法第77条の2第1項の規定に基づく徴収金の支払に充てることを申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで保護金品等から支払に充てるものとします。

年 月 日

住所

氏名

様式第 32 号 (第 23 条関係)

第 号

生活保護法第 78 条の 2 の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書
(生活保護法第 78 条第 1 項に基づく徴収金の場合)

(宛先)

大津市福祉事務所長

私は、不実の申告など不正な手段により保護を受けた場合は、生活保護法第 78 条の 2 に基づき、交付される保護金品等(保護費(金銭給付されるものに限る。)及び就労自立給付金をいう。以下同じ。)の額から、生活保護法第 78 条第 1 項に基づく徴収金のうち貴福祉事務所と協議し定める額について、当該保護金品等の交付期日をもって支払に充てる旨を下記の内容について確認した上で、申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで保護金品等から支払に充てるものとします。

記

- 生活保護制度は、全額公費によってその財源が賄われていることから、不正受給はあってはならない。不正受給があった場合、生活保護法第 78 条に基づく徴収金は、必ず全額支払わなければならないものであること。
- 不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は「不実の申告」と福祉事務所に判断される場合があること。
- 徴収金の支払いに際して、一括して納付することが困難な場合には、家計の節約に努め、本申出の方法により保護金品等から支払に充てること。

年 月 日

住所

氏名

年 月 日

私は、本申出に基づき 年 月分からの保護金品等より、毎月 円を 年 月 日
付け費用徴収決定通知による法第 78 条第 1 項の規定に基づく徴収金の支払に充てるものとします。

附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 1 月 13 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の大津市生活保護法施行細則の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。